



北海道 美瑛町



美瑛町で就農するための ステップアップガイド



一般財団法人 美瑛町農業振興機構

【住 所】 〒071-0207 北海道上川郡美瑛町
中町2-6-32 JAびえい本所 2階

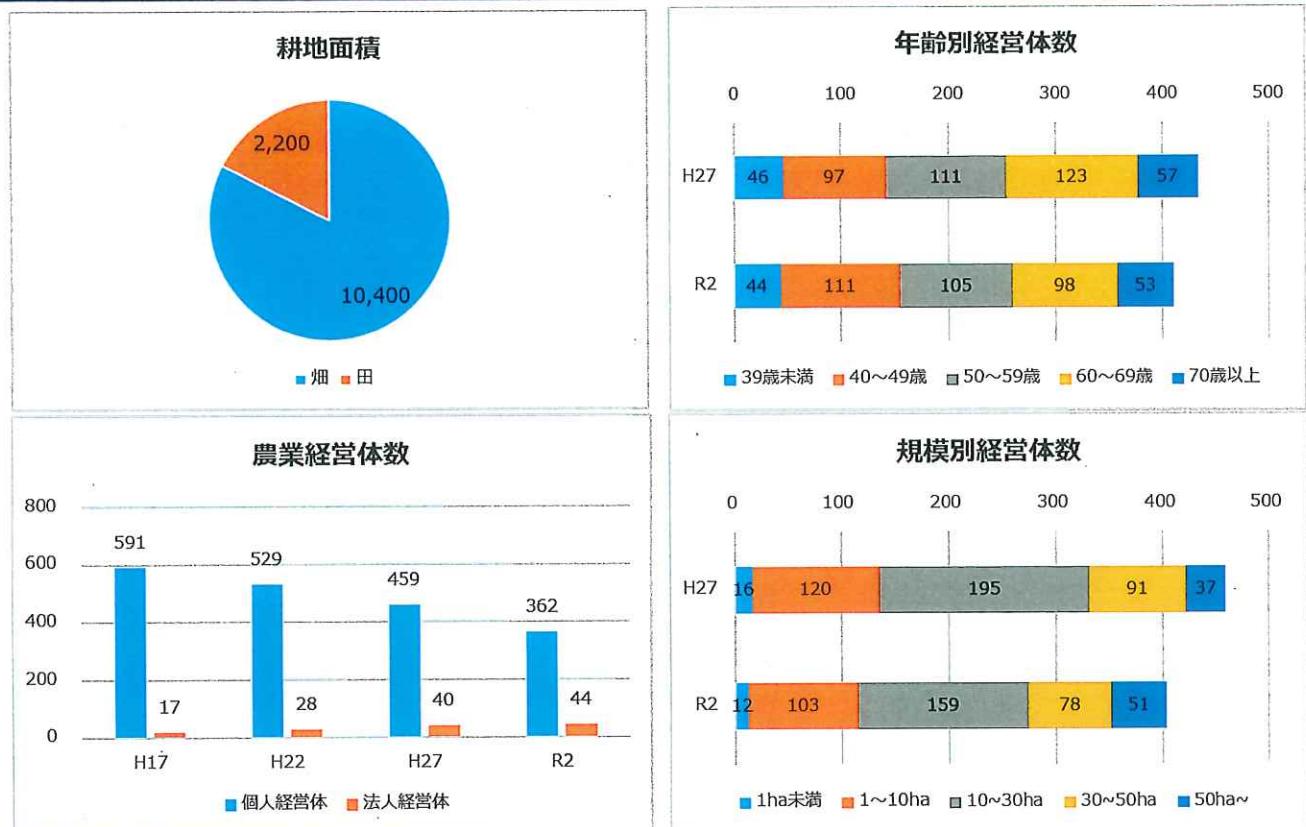
【電 話】 0166-92-2855

【メール】 info@biei-agri-kikou.or.jp

【公式H P】 <https://biei-agri-kikou.or.jp/>

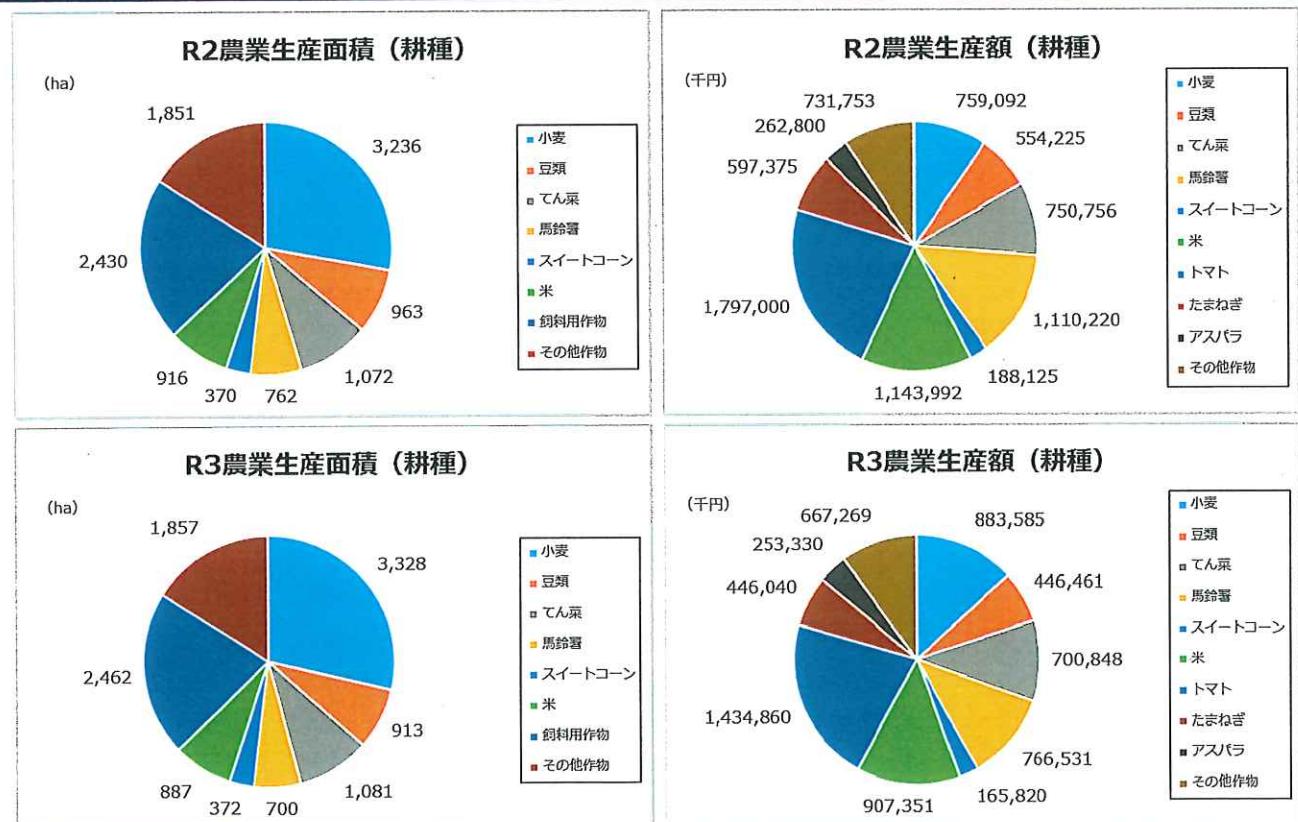


美瑛町の農業について



農業経営体数は年々減少しており、経営体の高齢化率は高い状態が続いている。
一方で、耕地面積は維持しているため、1経営体当たりの経営面積は増加傾向にある。

美瑛町の農業について



作付面積の多くは畑作4品目（小麦、豆類、てん菜、馬鈴薯）が占めている。
農業生産額（耕種）は、畑作4品目に加え、米、トマト、アスパラの割合が多い。

丘のまちびえいで農業を始めたい方へ

美瑛町は、北海道のほぼ中央に位置し、東京23区とほぼ同じ面積を有する自然豊かな農業のまちです。また、丘陵地帯に広がる田園は美しい農村景観を形成し、「丘のまちびえい」として多くの観光客が訪れる観光のまちでもあります。

美瑛町農業振興機構では、農業を始めたい方を支援しています。

あなたも「丘のまちびえい」で「農業」をはじめませんか！

農業を始めるに当たっての心構え

農業という職業で成功するには多大な努力と経営手腕、逆境にもめげない強い意志が必要です。「会社勤めより楽だから」「田舎暮らしや自然に囲まれた生活にあこがれているから」という安易な理由では生計を立てることはできません。

自分が本当に農業で生きていく覚悟があるかを、冷静に考えてください。

自ら農業を始めるには自己資金が必要

新規就農は農家後継者とは異なり、「ゼロ」からのスタートです。

初期の設備や機械投資に相当なお金が必要となります。農業経営を開始してもすぐに所得を確保できるとは限りません。また、就農前には2年間の長期研修期間もありますので、設備資金の他に約5年分の生活費を準備しておく必要があります。

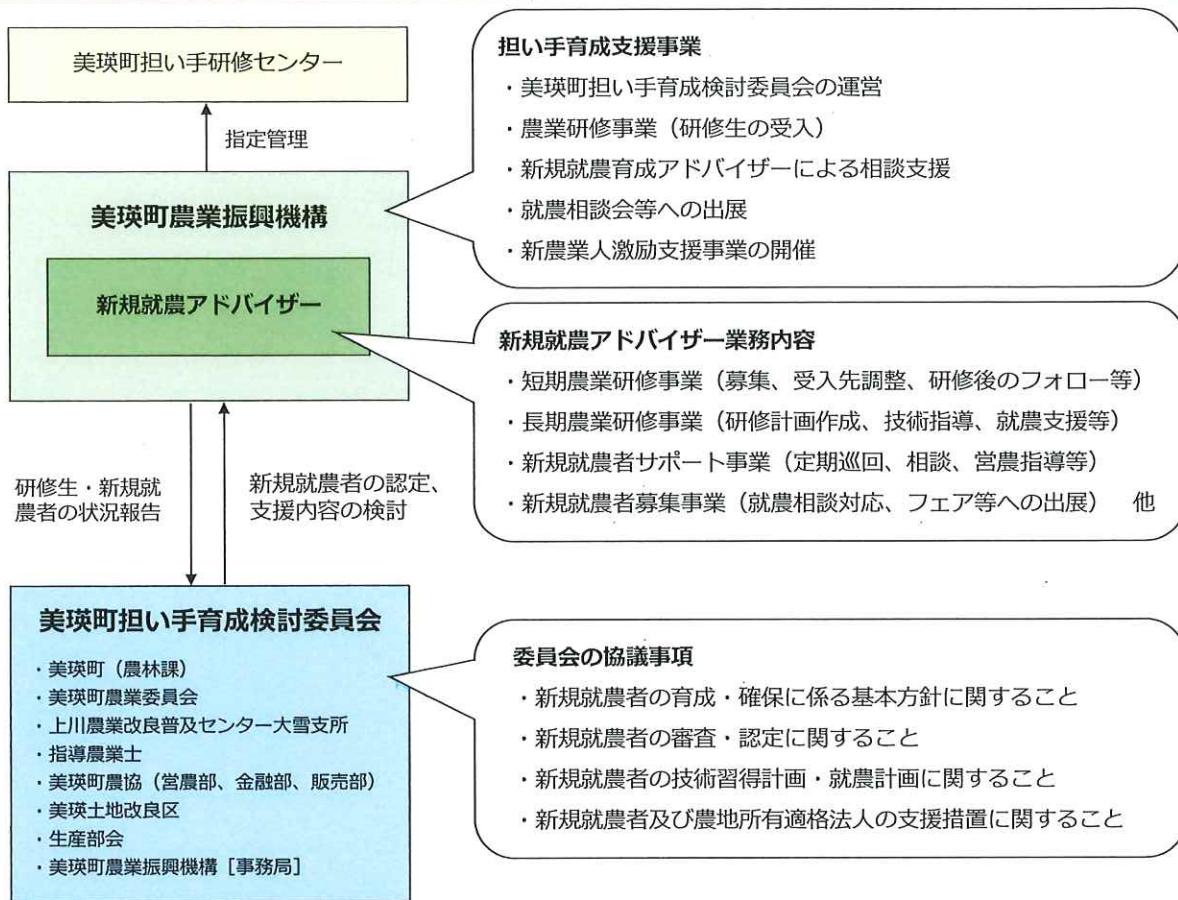
新規就農に最適なトマト栽培

農業で生計を立てるための経営規模を確保するには、酪農1億円、畑作5千万円、施設園芸3千万円程度の投資が必要です。このため美瑛町では、小規模で大型機械を必要とせず、5百万円～1千万円程度の自己資金で就農することができるトマト栽培を推奨しております。近年、新規就農した方々のほとんどがトマト栽培を中心に行っています。

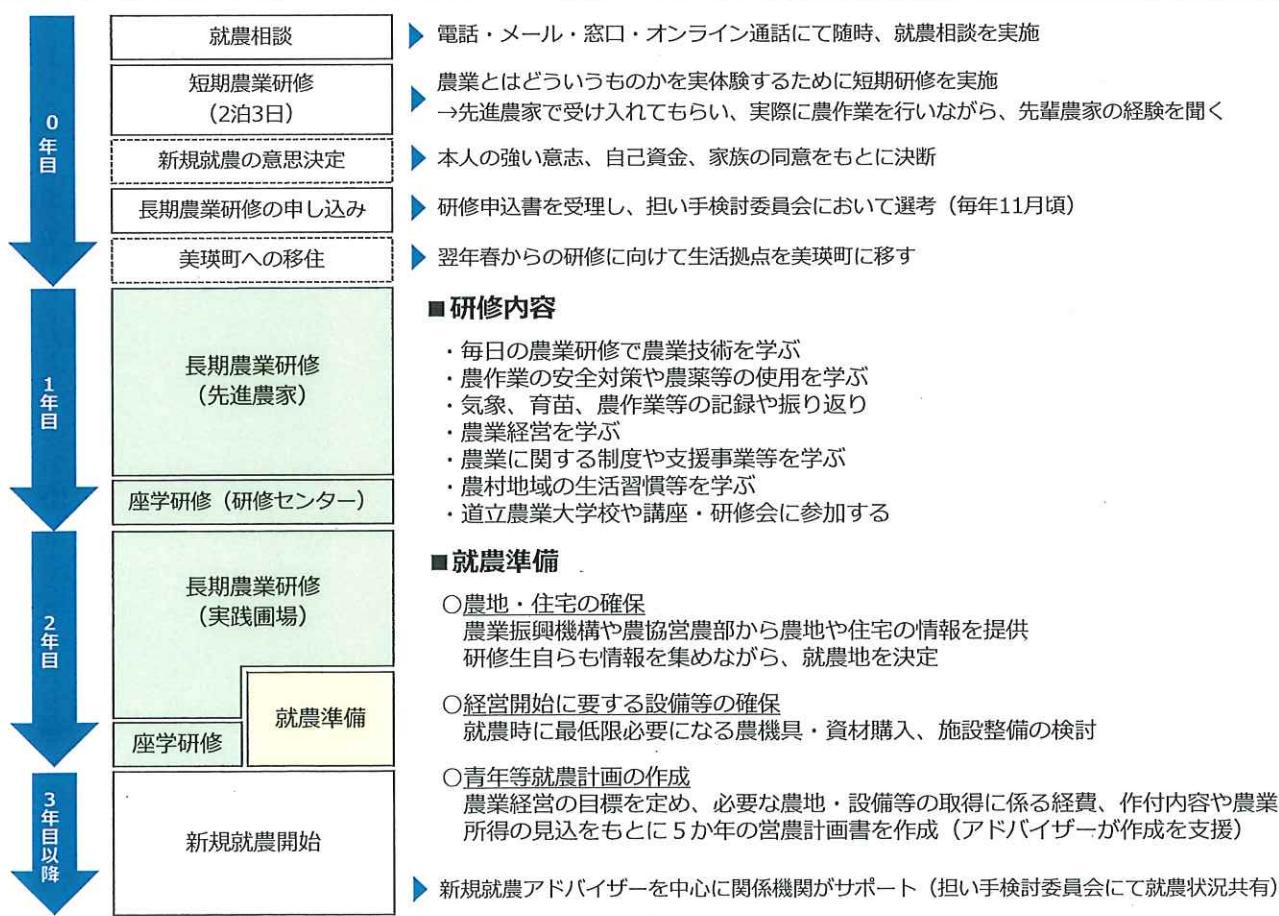
美瑛町 統計	～H30	R 1	R 2	R 3
新規就農者	63	8	17	6
うち新規参入者	27	0	3	5
うちトマト栽培者	20	0	2	2



新規就農者の支援体制



就農までの流れ



就農までの一般的な流れ

就農相談・情報収集

「美瑛町で農業をはじめたい」と思ったら、まずは就農相談をしてください。機構では、電話・メール・窓口・オンライン通話（Zoom）にて随時、就農相談を実施しています。

なお、就農相談を行う際は、事前に**自分が目指す農業経営のビジョン**を明確にしていただくことで、就農に必要な情報等を速やかに提供することができます。

農業体験（短期農業研修）

就農を決断する前に必要なことは、「農業とはどういうものなのか」を実際に体験することです。休暇等を利用して『短期農業研修』（最低3日間～）を受け、自分の目指している職業であるかをしっかりと判断してください。
(研修中は傷害保険の加入が義務づけられています)

研修中は、農業担い手研修センター宿泊施設を利用することができます。
(1泊1,100+寝具代)

就農の意思決定

就農を決断するにあたっては、本人の意欲や情熱、自己資金だけではなく、さまざまなことが必要です。



◆ 家族の同意

農業はサラリーマンとは違い、家族単位で農業をすることになります。
家族の同意と理解があるか、家族と協力しながら経営ができるかどうかが、農業を成功させる大きなポイントです。

◆ 農村社会とのコミュニケーション

農業で生計を立てる（農村で暮らす）には、農村地域に溶け込み、地域（地元）の人とうまく付き合うことも必要です。地域によって異なる風習などもあります。
そのような風習も家族と一緒に理解し、農村社会の一員として積極的に交流する気持ちが大切です。

事前準備

就農相談により、美瑛町での就農までのステップを理解し、短期農業研修を経験したうえで就農を決断しましたら、2年間の『長期農業研修』に入るための手続きや準備が必要です。

◆ 長期農業研修の申込み

「長期農業研修申込書」を提出してください。（毎年10月末まで）

美瑛町担い手育成検討委員会で選考し、翌年の春からの研修が始まります。

◆ 生活資金の確保

研修中は、国や町で支援する各種助成制度の給付がありますが、サラリーマン時代とは収入額が異なるため、生活資金を確保することをお勧めします。

◆ 研修中の住宅

研修中は、農業担い手研修センターの宿泊施設が利用できます。必ず住民登録し、町内会に入会してください。（単身者用：13,000円／月、世帯用：17,000～20,000円／月）

宿泊施設に実践農場が隣接しています。



長期農業研修

農業技術は一朝一夕に身につくものではありません。美瑛町では、自分が目指す農業形態の農家や農業生産法人での**2年以上の農業研修**を必須としています。

なお、大玉トマトの生産農家を目指す方は、1年目が先進農家の研修、2年目が指導者による農業担い手研修センター実践農場での研修メニューになります。

◆ 研修内容

- ・毎日の農業研修で、農業技術を学ぶ
- ・農作業の安全対策や農薬等の使用を学ぶ
- ・気象や育苗、農作業等の記録や振り返り
- ・農業経営を学ぶ（座学）
- ・農業に関する制度や支援事業等を学ぶ（座学）
- ・農村地域の生活習慣等を学ぶ
- ・北海道立農業大学校や機構が実施する講座や研修会への参加



◆ 研修以外

- ・大型特殊運転免許を取得する

美瑛町農業担い手研修センター



旧美進小学校 平成28年3月閉校



【当時の課題】

- ・高齢化や後継者不足による農業者の減少
- ・新規就農者の受け入れ農家や居住先の不足
- ・就農に関する座学等の体系的な研修が受けられない

新規就農を目指す方の宿泊研修施設として改修

平成31年1月 農業担い手研修センター開設（事業費：約417百万円〔農山漁村振興交付金〕）



●宿泊棟

宿泊室11室（長期研修用9室、短期研修用2室）
多目的室、洗濯室、管理室

●実践圃場

トマトハウス8棟（半促成用4棟、抑制用4棟）
育苗ハウス2棟、露地野菜圃場

●体育館

町内会、スポーツ少年団等で利用

美瑛町農業担い手研修センター



区分	月額
1LDK（単身用）	13,000円
2LDK（世帯用）	17,000円
2LDK（世帯用）	18,000円
3LDK（世帯用）	20,000円

※2LDK（短期研修用） 1,100円/泊



美瑛町農業担い手研修センター 研修内容

どのような研修をするの？

長期研修1年目は、農家で研修し、農作業の流れや基本的な農業技術、農村での暮らしを学びます。

研修2年目は、センター内の実践農場で、研修生が主体となりトマト生産をします。(専任の指導者がいます)

長期研修のスケジュール



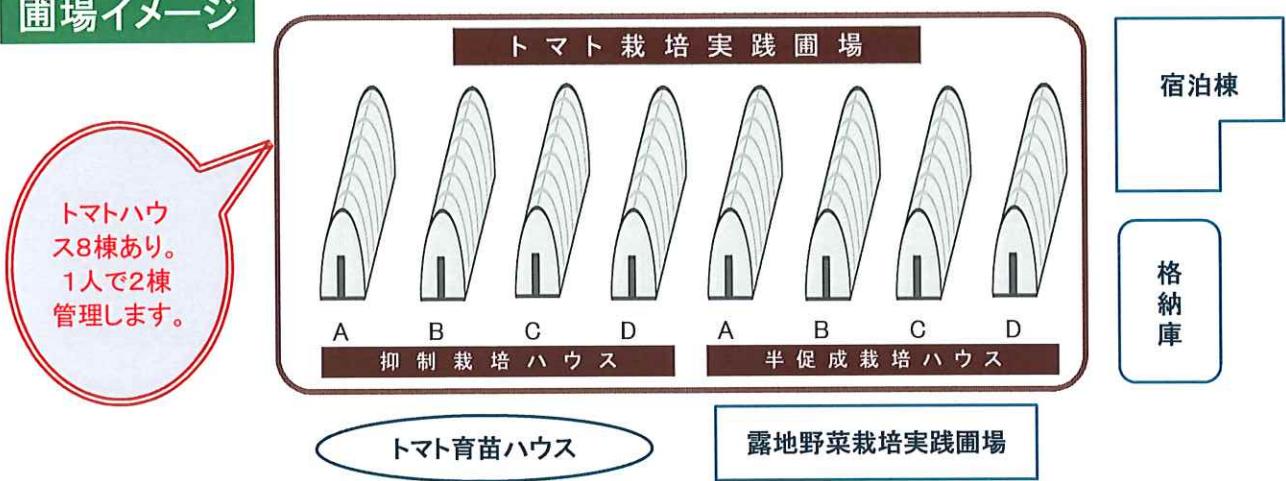
長期農業研修計画

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
研修1年目 (農家研修)			*									

研修は2月から4月の間で開始する。研修内容は2年目と同じ

研修2年目 (実践研修)	座学研修		現地研修								就農準備		座学研修
	集中講義	現地研修	圃場づくり	半促成定植	抑制鉢上げ	圃場づくり	抑制鉢	半促成収穫開始	抑制収穫開始	収穫終了	後片づけ完了		
	育苗ハウス準備	ポット土詰め	半促成鉢上げ	本圃ハウス準備	圃場づくり	半促成定植	抑制鉢上げ	圃場づくり	抑制鉢	半促成収穫開始	抑制収穫開始	収穫終了	後片づけ完了

圃場イメージ



« 実践研修について »

- ① 新規就農アドバイザーが直接指導します
- ② 就農後を想定し、自分が受け持つハウスの栽培管理等を行います
- ③ 収穫したトマトは、JAびえいの選果場へ実際に出荷します
- ④ 所定の研修手当を支給します
- ⑤ 露地野菜栽培実践圃場では、トマト以外の作物を栽培します

« 問い合わせ先 »

一般財団法人 美瑛町農業振興機構
〒071-0207
北海道上川郡美瑛町中町2丁目6番32号
TEL : (0166) 92 - 2855
e-mail : info@biei-agri-kikou.or.jp

農地・住宅の確保

就農するためには、農地を取得しなければなりません。農地は、農業委員会の許可がなければ、売買することができません。

美瑛町農業委員会では、2年以上の農業研修、5年間の営農計画、地元の農用地利用改善組合長や集落会長からの推薦により、新農業人として認められ、農地の権利移動を許可します。（下限面積は1.0haで、就農から5年間は賃借）

- ◆ 機構では、農地や住宅の情報を提供していますが、研修生自らが長期農業研修中に研修先の地域の方から情報を収集し、住宅や農地を探すことも必要です。
- ◆ 住宅は、就農地からできるだけ近い距離の物件が理想的です。
- ◆ 最終的には、自分で就農地や住居を決めなければなりません。



施設・農機具・資金等の確保

農業を始めるには、倉庫やハウスなどの施設整備費、トラクターなどの農機具購入費、種苗や肥料、農薬などの資材購入費が必要になります。

また、農業収入が入る（農産物の出荷）までの生活費も必要になります。

- ◆ 施設・農機具
当面は、必要最小限の施設や農機具をそろえ、農業経営が軌道に乗り収入が安定してから徐々に設備を拡大していくのが堅実です。
研修中から中古農機具を探すなど、情報の収集を行いましょう。

- ◆ 就農に係る資金
就農時に活用できる支援制度があります。営農（資金）計画を作成する際は、支援制度の活用を検討しましょう。

なお、支援制度によっては、「認定就農者」であることが要件となっているものもあります。

- ◆ 生活（家計）費
農業を始めてから数年間は収入が計画どおりにならないことを想定し、2～3年分の生活費を確保し設備投資との調整が必要となります。



5カ年営農計画・青年等就農計画の作成

長期農業研修の終了が間近になると、就農時に各種支援制度を活用するために、「5カ年営農計画書」を作成し、「認定就農者」になる手続きを行います。

また、就農に必要な農地や設備等を基に、農業経営の目標を明確にし、就農後5年間の営農計画について考察します。

◆ 5カ年営農計画書

農地の耕作権取得（賃借）の申請の際に、農業委員会に提出します。農業で生計を立てることが可能かどうかを判断される計画書です。

生産に係る経費等について、アドバイザーと相談しながら作成しましょう。

(事前の準備)

①農地、農機具、農業用施設、生産資材などの価格を明確にする

②資金の考え方をまとめる

◆ 青年等就農計画書

「認定就農者」になるために、青年等就農計画書を提出し、内容を審査し、美瑛町長が認定します。（担当：役場農林課農業振興係）
(対象者)

・18歳以上45歳未満の者

・65歳未満で知識技能を有する者

営農計画の作成の流れ

①作付面積を確定し、収入を算定する

②地域の標準経費などを参考に生産に係る費用を算定する

③施設や機械、農地など、初期投資の費用負担を考える（自己資金か融資か）

④経営に無理がないかを検討し、バランスの良い計画にする。

認定就農者が要件となる事業

- ・新規就農者育成総合対策事業
- ・農地保有合理化事業
- ・青年等就農資金
- ・経営所得安定対策
- ・農業経営基盤強化準備金

新規就農

いよいよ農業経営の開始です。

実際に農業を始めると栽培技術、資金面など、様々な課題が生じてくると思います。

美瑛町では、農業振興機構をはじめ上川農業改良普及センター、美瑛町農業協同組合など、関係機関が新規就農者の支援を行います。



農業経営の早期安定に向けてがんばりましょう！！

新規就農時に受けられる助成（国の事業）

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）

対象者：研修期間中の研修生

支援額：12.5万円／月（150万円／年）×最長2年間

補助率：国10／10

- ・研修終了後1年以内に独立・自営就農、雇用就農、または親元就農しなかった場合、給付期間の1.5倍の期間就農を継続しなかつた場合、全額返還する必要
- ・前年の世帯全体の所得が600万円以下であること

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

対象者：新規参入者、親元就農者（農業従事から5年以内に経営継承した者）

支援額：12.5万円／月（150万円／年）×最長3年間

補助率：国10／10

- ・経営の全部又は一部を継承する場合、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する必要
- ・経営継承の場合、新規参入者と同等のリスクを負って経営を開始する青年等就農計画であることを市町村長が認める必要
- ・前年の世帯全体の所得が600万円以下であること

新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）

対象者：新規参入者、親元就農者（農業従事から5年以内に経営継承した者）

支援額：補助対象事業費の上限 500万円

補助率：道支援分の2倍を国が支援（国1/2、道1/4、本人1/4） ※最大 国250万円、道125万円

- ・機械等の取得や農地等の造成に係る融資主体型の助成事業
- ・経営の全部又は一部を継承する場合、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する必要
- ・経営継承の場合、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させる、または生産コストを10%以上減少させる事業計画であることを町が認める必要

新規就農時に受けられる助成（町の事業）

長期農業研修生実践研修支援事業

対象者：研修生

支援額：基本支援 実践研修1月あたり3万円、実績支援 地域標準反収との割合により30万円～44万円

新規就農者等就農支援事業【助成】

対象者：独立自営就農者、法人構成員、法人従業員（就農時50歳未満）

支援額：独立自営就農者200万円、法人構成員50万円、法人従業員10万円

法人構成員、法人従業員に関しては、新規就農者育成総合対策の北海道が認める研修機関等において研修を受けた者が対象

新規就農者等就農支援事業【貸付】

対象者：独立自営就農者、法人構成員（就農時50歳未満）

支援額：貸付額500万円を限度にした利子補給（無利子）

- ・経営開始後5年間のうち1回のみ活用可（償還期間13年以内、据置3年以内）
- ・町内農業団体が位置付ける重要品目を主たる作目とすることが条件

新規就農者等就農支援事業【利子補給】

対象者：独立・自営就農者、法人構成員（就農時50歳未満）

支援額：資金借入に係る利子及び保証料（5年間）

- ・経営開始後5年目（農地購入は6年目）までに貸付実行された農業制度資金、JA統一資金、北海道信連独自資金が対象
- ・上記の貸付事業との併用は不可

新農業人研修奨励事業

対象者：新たに農業に従事する町内農業者の後継者、配偶者、新規就農者

支援額：農業振興機構が定める研修の受講に対する奨励金 最大20万円



一般財団法人 美瑛町農業振興機構

本機構は、地域農業の担い手育成（新規就農サポート）や、農地利用集積事務事業を中心に、農業経営の向上を目的とする地域農業振興事業を行い、美瑛町の農業経営基盤強化を図っています。



【美瑛町へのアクセス】

J R	札幌駅から	約 2 時間
	千歳空港から	約 2 時間 30 分
バ ス	札幌駅から	約 3 時間
車	札幌駅から	約 2 時間 20 分
	千歳空港から	約 3 時間
	旭川空港から	約 15 分
空 路	羽田⇒旭川	約 1 時間 30 分

